

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 2 8 日

各県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
災害廃棄物対策室

熊本県熊本地方を震源とする地震により発生した災害廃棄物の処理に係る  
仮置場の確保、分別の徹底及び仮置場受入れに関する基本的な考え方について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

熊本県熊本地方を震源とする地震により各地で被害が生じ、これに伴い、様々な種類  
を含む廃棄物の発生が予想されます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活  
環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要となります。

その際、十分な面積の仮置場を確保し、可燃物、木くず、畳、布団、不燃物、家電、  
コンクリートがらなど搬入時から数種類に分別して仮置場に搬入することが重要であ  
り、適切な分別により処理期間の短縮やコストの削減にもつながります。一方で、仮置  
場での災害廃棄物の受け入れに当たっては、被災者やボランティアの方々の視点に立っ  
た丁寧な対応が望まれます。

貴県におかれましては、**別添**資料の通り、貴管下市町村に対し周知徹底を図っていただ  
きますようお願いいたします。

なお、災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、各地方環境局又は  
環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

[https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\\_waste/guidance/guideline/](https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/)

（災害廃棄物処理の注意点はこちらから）

[https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\\_waste/document\\_video/pdf/pamphlet.pdf](https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/document_video/pdf/pamphlet.pdf)

（災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きはこちらから）

[https://policies.env.go.jp/recycle/disaster\\_waste/guidance/initial\\_response\\_guide/](https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/initial_response_guide/)

<連絡先>

（災害廃棄物対策について）

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

担当：田中、野口

TEL：03-5521-8358（直通）E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

（災害等廃棄物処理事業費補助金について）

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：高橋、島田

TEL：03-5521-8337（直通）E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp

< 地方環境事務所 連絡先一覧 >

九州環境局 資源循環・災害廃棄物対策課 : TEL. 096-322-2410

# 仮置場の確保及び 災害廃棄物の分別について

令和8年7月28日

環境省  
災害廃棄物対策室

# 災害廃棄物の分別の重要性

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要。
- **十分な面積の仮置き場を確保**し、可燃物、家電、コンクリがらなど**数種類に分けて仮置場に置くことが必要**。分別が不十分だと灯油や電池等の混入により火災が発生したり、生ごみ等の混入により悪臭や害虫が発生するおそれあり。

## 仮置場の設置と周知が遅れると・・・

- ・市の指定した仮置場ではない近隣公園に災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に。
- ・家屋近隣に臨時の仮置場が設置され、悪臭、害虫、粉じん等生活環境・公衆衛生が悪化する事態に。

**分別が重要！！**



分別されて適正に保管されている仮置場



# 災害廃棄物の分別例



可燃系混合物



不燃系混合物



コンクリート系混合物



木質系混合物(草木類)



廃家電等



処理困難物(布団等)



金属系混合物



廃自動車等



処理困難物(廃置等)



危険物・有害物等(消火器)



危険物・有害物等(灯油)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

# 仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

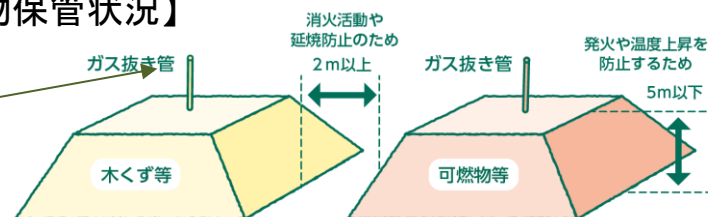
## 【留意事項】

- 火災防止として、木くずや可燃物は高さ5m以上積み上げ禁止。置は2mを超えないように保管する。
- 灯油ストーブからは灯油を抜いて分別保管し、早期の搬出処理を行う。
- 鉛蓄電池(自動車、オートバイに積載)は火災発生の原因となるので、混ぜない。
- 小型電気製品等の内蔵電池の発熱から金属くずの火災に繋がるため、異常の早期発見に努める。
- 消火器などの消火設備を設置する。

## 【配置例と諸注意】

### 【理想的な仮置場の廃棄物保管状況】

必要に応じて  
ガス抜き管を設置



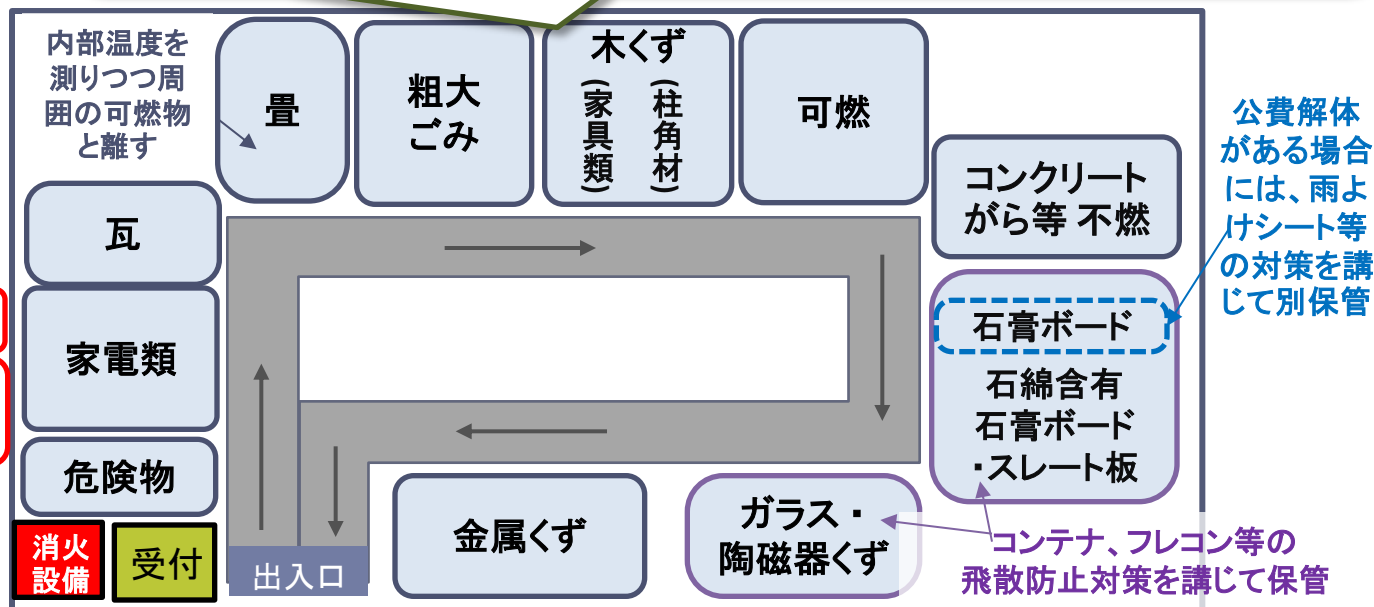
### 危険物の分別保管例

灯油ストーブ



消火器

ポリタンク  
(灯油等を保管)



公費解体  
がある場合  
には、雨よ  
けシート等  
の対策を講  
じて別保管

コンテナ、フレコン等の  
飛散防止対策を講じて保管

指定された家庭ごみ以外の持ち込み禁止



## 令和2年7月豪雨:仮置場の状況(小規模な事例)

### 【仮置場全景写真】





# 令和2年7月豪雨:仮置場の状況(大規模な事例)

## 【仮置場全景写真】





## 仮置場受入れに関する基本的な考え方について

- 片付けごみの仮置場への搬入に当たっては、仮置場での混雑予防やその後の円滑な搬出・処理のため、被災者やボランティアの方々に分別した状態で搬入していただくよう周知されているものと承知しております。
- 市町村の皆様におかれては、これまで被災者やボランティアの方々に周知を継続的に行っていただき、その周知が浸透してきているものと認識しております。  
引き続き、環境省としても、ボランティアセンター等と連携してその周知に努めてまいります。
- 他方、被災者やボランティアの方々の一部には、分別の必要性に関する周知が行き届いていない場合や様々なやむを得ない事情等により、分別が不十分な状態で仮置場へ持ち込まれる状況が一部生じる場合があります。  
そのような場合にあっては、仮置場への搬入を拒否してそのまま持ち帰らせることは、被災された中で生活再建に取り組まれている被災者やそれを支援するボランティアの方々の視点に立つと、望ましい対応ではないと考えております。
- 特に、被災直後など、高齢者等がご自身で分別できない場合は、分別を被災者が自ら行わなくてもよいように高齢者等に配慮した措置を講ずるなど、被災者の視点に立って、各現場の状況等に応じて丁寧な対応が行われるようお願いいたします。
- 現場スタッフも含めて認識を共有の上、周知いただけますと幸いです。市町村の皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。